



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて（再周知）

標記については、令和2年7月17日付福岡県医発第1163号（地）「「感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」の一部改正等について」および令和2年9月17日付福岡県医発第1727号（地）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について」においてご連絡申し上げております。

今般、新型コロナウイルスの感染状況について、11月以降増加傾向が強まっており、医療資源を可能な限り効率的に活用していただくことが重要であることから、退院基準について改めて厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院基準

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきています。よって、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、感染性は極めて低いと、退院可能としていることを改めて申し添えます。

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて（再周知）

標題については、令和2年6月26日付「「感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」の一部改正等について」（健Ⅱ194F）および令和2年9月10日付「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について」（健Ⅱ270F）においてご連絡申し上げております。

今般、新型コロナウイルスの感染状況について、11月以降増加傾向が強まっており、医療資源を可能な限り効率的に活用していただくことが重要であることから、退院基準について改めて厚生労働省より本会宛て周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
新型コロナウイルス感染症患者の退院基準

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきています。よって、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、感染性は極めて低いため、退院可能としていることを、改めて申し添えます。

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて（再周知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱い（以下「退院基準」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 6 日健感発第 0206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 6 月 25 日最終改正。ⁱ⁾）においてお示ししているところです。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について」（令和 2 年 7 月 17 日付事務連絡。同年 8 月 21 日一部改正ⁱⁱ⁾）問⑥において、お示ししているとおり、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと、仮に PCR 検査で陽性であった場合でも、感染性は極めて低くなることがわかっています。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中においては、医療資源を可能な限り効率的に活用して頂くことが重要であることから、内容を御了知の上、改めて退院基準について貴会会員への周知の程よろしくお願いいたします。

（参考）【退院基準】（有症状の者）

- ①発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合
- ②発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ 国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR で検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきています。よって、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には、2 回の PCR 検査の結果、陽性であった場合であ

っても、感染性は極めて低いため、退院可能としていることを、改めて申し添えます。

- i 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf>

- ii 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について」（令和2年7月17日付事務連絡。同年8月21日一部改正。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000661925.pdf>